

2 自己負担限度額 ～69歳以下の方～

- 医療費が高額になる場合は、マイナ保険証 または 限度額適用認定証 を医療機関に提示することにより、保険適用分の医療費の支払いが、1か月あたり（医療機関ごと）下記の限度額までとなります。
- 令和7年8月から令和8年7月までの適用区分は、令和6年中の所得で判定します。
- 1か月あたりの限度額は、同一世帯に属する世帯主及び国保加入者の所得水準によって分けられます。
- **マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請をすることなく、医療機関ごとの限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひ御利用ください。**

適用区分	所得区分	1か月あたりの限度額 ^{※1} （世帯ごと）	食事代 （1食につき） R8.6.1時点
ア	基礎控除後の所得 ^{※2} 901万円超	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 〈多数回140,100円 ^{※3} 〉	550円
イ	基礎控除後の所得 ^{※2} 600万円超901万円以下	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 〈多数回93,000円 ^{※3} 〉	
ウ	基礎控除後の所得 ^{※2} 210万円超600万円以下	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 〈多数回44,400円 ^{※3} 〉	
エ	基礎控除後の所得 ^{※2} 210万円以下	57,600円 〈多数回44,400円 ^{※3} 〉	
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〈多数回24,600円 ^{※3} 〉	270円 長期該当 220円 ^{※4} 要再申請

※1 1か月あたり（各月1日～月末まで）の限度額は、医療機関ごとに計算をします。

限度額には、**保険適用外の医療費や、食事代、パジャマ代、文書料、差額ベッド代等は含みません。**

また、同じ医療機関でも**医科と歯科、外来と入院は別計算**となります。

※2 各国保加入者の令和6年中の所得から住民税の基礎控除額を差し引いた金額の合計。

※3 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり限度額が下がります。

※4 適用区分「オ」で過去12か月間の入院日数が90日を超える場合は、**翌月初日**から食事代が減額になる「長期該当」認定証の発行ができます。ただし、入院日数は適用区分「オ」の認定を受けている期間のみ数えます。「長期該当」認定証の発行は、**再度申請が必要**となりますので、入院日数が90日を超えていることが確認できる領収書を御準備のうえ、速やかにお手続きください。

「長期該当」となった場合は、マイナ保険証を利用している人も申請が必要です。

3 更新手続きについて

- ・ マイナ保険証を利用していない人や、適用区分「オ」「低所得Ⅱ」で過去12か月間の入院日数が90日を超える「長期該当」の人は更新の手続きが必要です。8月末まで申請していただくと、8月1日から有効の認定証を交付します。郵送申請も受付けておりますので、希望する人は担当まで御連絡ください。
- ・ 同一世帯に属する世帯主及び国保加入者のうち住民税未申告の人がいる場合は、事前に申告が必要です（収入がない場合も含む）。

【手続きに必要なもの】

- ・ 対象者のマイナ保険証や資格確認書
- ・ 手続きをする人の本人確認書類
（マイナンバーカードなど写真付きの身分証明書）

【申請先】米沢市役所 1階 12番窓口
市民環境部 保険年金課 保険給付担当
〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号
TEL 0238-22-5111 内線 3202～3205